

## 茨木市公衆浴場水道料金軽減取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市水道事業給水条例（昭和35年茨木市条例第3号。以下「条例」という。）第33条の規定に基づき、公衆浴場の水道料金の軽減について必要な事項を定める。

(軽減対象者)

第2 公衆浴場水道料金軽減の対象となる者は、大阪府公衆浴場法施行条例（平成12年大阪府条例第36号）第2条第2項に規定する一般公衆浴場を茨木市内で営む者で、当該公衆浴場において4月から翌年3月まで引き続き水道水を使用（年度の途中において使用を開始するものは除く。）する場合において、15,000立方メートル未満の水道水を使用するものとする。

(軽減金額)

第3 公衆浴場水道料金軽減金額は、条例別表第1により算出した金額から、茨木市水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成5年茨木市条例第76号）による改正前の同表により算出した金額に100分の120を乗じて得られた金額を差し引いて得られた金額とする。

(申請手続)

第4 公衆浴場水道料金の軽減を受けようとする者は、毎年度、茨木市公衆浴場水道料金軽減申請書（様式第1号）に、公衆浴場営業許可書の写し及び年間水道使用水量実績表（4月から翌年3月までの1年間における使用実績水量を表したものを）を添えて、水道事業管理者に申請しなければならない。

2 一般公衆浴場の営業を廃した者又は営業許可を取り消された者は、直ちに水道事業管理者に届け出なければならない。

(軽減承認通知)

第5 水道事業管理者は、第4の申請書を受け付けたときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて軽減を承認するものとし、茨木市公衆浴場水道料金軽減承認通知書（様式第2号）により通知する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成16年7月1日から実施する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際現に改正前の茨木市公衆浴場水道料金軽減取扱要綱第2の規定により軽減の承認を受けている者は、平成16年度分に限り、改正後の茨木市公衆浴場水道料金軽減取扱要綱第2の規定により軽減の承認を受けた者とみなす。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

様式第1号

年 月 日

(申請先) 茨木市水道事業管理者

申 請 者

住 所

氏 名

㊟

茨木市公衆浴場水道料金軽減申請書

茨木市公衆浴場水道料金軽減取扱要綱第4に基づき、  
公衆浴場の水道料金の軽減を下記のとおり申請します。

年度の茨木市

記

1 浴 場 名

2 軽減対象年度

年度

3 添 付 書 類

公衆浴場営業許可書の写し  
年間水道使用水量実績表

様式第2号

年 月 日

殿

茨木市水道事業管理者

茨木市公衆浴場水道料金軽減承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、年度分の水道料金の軽減については、下記のとおりです。

記

- 1 水道料金の軽減について、承認します。
- 2 承認年度 年度